

一般社団法人 日本消化器内視鏡学会 演題等発表における剽窃・盗用等の取り扱い規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本消化器内視鏡学会(以下「本学会」という。)総会における、演題の抄録・スライド・ポスター等の内容に剽窃・盗用等が判明した場合への対応について定めることを目的とする。

第2章 処 分

(処分内容)

第2条 剽窃・盗用等が判明した場合、口頭演題・ポスターセッションを問わず、次章の学術委員会での審議および理事会での決定を経て、原則として以下の内容の処分とする。

- (1) 当該演題の抄録及び業績を削除する。
- (2) 筆頭演者及び全共同演者に厳重に注意する。
- (3) 筆頭演者は、2年を上限として、筆頭及び共同演者としての演題登録を受付けない。

第3章 処分の決定

(処分の決定)

第3条 学術委員会で以下の処分について審議し、出席委員の3分の2以上の賛成があった場合には、その結果を理事会に諮り決定する。なお、学術委員会内の審議にあたって、学術委員会担当理事が特に必要と判断したときは、指名により懲罰委員会担当理事を招聘することができる。

- 2 処分を学術委員会にて審議するにあたり、審議対象となる演者へ弁明の機会を与える。

(異議申立)

第4条 処分を課された筆頭演者が当該処分に異議があるときは、理事長に対して、別に定める異議申立書により異議を申し立てることができる。

- 2 処分を課された筆頭演者は、当該処分に係る通知を受けた日の翌日から1週間以内に前項の異議を申し立てなければならない。
- 3 理事会は、第1項の規定による異議申立について、審議・決定する。
- 4 前項にかかわらず、理事会は、前項の期間経過後に申し立てられた異議申立については、不適法な申立として却下しなければならない。
- 5 理事会が必要と判断したときは、第1項の異議申立につき、委員会に諮問することができる。
- 6 委員会は、理事会の諮問により、第1項の異議申立について審議し、理事会に答申する。

(書面通知)

第5条 前条(処分の決定及び異議申立)の結果については、書面をもって対象者に通知する。

(その他)

第6条 学術委員は、職務上知りえた情報を漏洩してはならない。

附則

1. 本規程は、会員への周知期間を1年間とし、2021年度社団評議員会時(第101回総会)から施行する。
2. この規定の一部変更は、2021年1月29日から施行する。